

# 飲食店等 ワクチン・検査パッケージ制度 適用マニュアル

令和3年12月  
(令和3年12月第1版)  
京都府

入店時に、利用者のワクチン接種歴又は陰性の検査結果のいずれかを選択して提示するよう依頼

※どちらか一方しか選択できないとすることは、制度上認められません



利用者のワクチン接種歴又は陰性の検査結果のいずれかを確認



緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和

**飲食**：同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を回避するよう、都道府県知事が事業者に要請した場合、登録店におけるワクチン・検査パッケージ制度を適用した会食については、同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食が可能となります。

**カラオケ**：カラオケ設備の提供を停止するよう、都道府県知事が事業者に要請した場合、ワクチン・検査パッケージ制度を適用した店舗は、収容率の上限を50%に制限し、カラオケ設備を提供できることとなります。

行動制限の緩和の適用を受けるためには事前に京都府に登録する必要があります。

### 飲食店

1. 京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度認証店である必要があります。

認証については京都府ホームページをご確認ください。

「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度について」

[https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/corona\\_3rdninsho.html](https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/corona_3rdninsho.html)

2. 認証店は京都府ホームページによる電子申請もしくは郵送申請を行ってください。

### 飲食を主として業としていないカラオケ店

京都府ホームページによる電子申請もしくは郵送申請を行ってください。

飲食店、飲食を主として業としていないカラオケ店のいずれについても、京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度事務局において申請内容の確認を行います。

申請内容の確認後、ワクチン・検査パッケージ制度登録通知およびステッカーを送付します。

送付されるステッカーを外から見える位置に掲示するようにお願いします。

※飲食店の皆様に送付させていただくステッカーについては、右図のとおり認証店ステッカーの上に貼付していただいても構いません。（認証番号、認証店、京都府の文字が隠れないようにしてください。）



今後、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置のほか感染拡大傾向が見られる場合、人数制限等の行動制限が課されることが想定されます。そのような場合でも、ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、行動制限が緩和されます。



### 飲食店

登録店舗においては、

- 同一グループ・同一テーブルでの5人以上での会食が可能となります。
- 収容率の上限を50%に制限し、カラオケ設備を提供できることとなります。

### 飲食を主として業としていないカラオケ店

登録店舗においては、

- 収容率の上限を50%に制限し、カラオケ設備を提供できることとなります。

**いつ確認が必要か**

京都府が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を回避するよう要請した場合

**ワクチン接種歴等の確認が必要な利用者とは**

同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を希望する利用者  
※同一グループ・同一テーブルでの4人以下での会食を希望する利用者に対しては、確認不要

**確認できた場合**

同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食が可能

**確認できなかった場合**

テーブル間の交流が生じないことを前提に、5人以上のグループが複数のテーブルに分かれ、各テーブル4人以内とすることで、入店が可能

**いつ確認が必要か**

京都府が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、カラオケ設備の提供を停止するよう事業者に要請した場合

**ワクチン接種歴等の確認が必要な利用者とは**

カラオケ設備を提供する飲食店及び飲食を主として業としていないカラオケ店への来店者全員

**確認できた場合**

収容率の上限を50%に制限し、カラオケ設備の提供が可能

**確認できなかった場合**

カラオケ設備の提供ができない

# 7 入店時に確認していただく書類①【ワクチン接種歴】

予防接種済証等（接種証明書、接種記録書等を含む）＋身分証明書等で確認

## 【予防接種済証等】

接種券				診察したが接種できない場合				新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時) Certificate of Vaccination for COVID-19									
券種	2	ワクチン接種	1	回目	券種	1	予診のみ	1	回目	1回目							
請求先	〇〇県〇〇市		123456		請求先	〇〇県〇〇市		123456		接種年月日	2021年						
券番号	1234567890			券番号	1234567890			氏名	厚生 太郎			月					
氏名	厚生 太郎			氏名	厚生 太郎			接種場所									
OCRライン(18桁)				OCRライン(18桁)				2回目									
券種	2	ワクチン接種	2	回目	券種	1	予診のみ	2	回目	接種年月日	2021年						
請求先	〇〇県〇〇市		123456		請求先	〇〇県〇〇市		123456		月			接種場所				
券番号	1234567890			券番号	1234567890			氏名	厚生 太郎			氏名			厚生 太郎		
氏名	厚生 太郎			氏名	厚生 太郎			住所	〇〇県〇〇市〇〇 999-99			生年月日			〇〇年 〇〇月 〇〇日 生		
OCRライン(18桁)				OCRライン(18桁)								〇〇県〇〇市長 日本 一取					

**接種を受ける方へ**

- シールは剥がさず、台紙ごと接種場所へお持ちください。
- 右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。

確認ポイント

確認事項①  
2回接種を完了

確認事項②  
2回目接種日から  
14日以上経過（接種日＝1日目）

確認事項③  
身分証明書等による  
本人確認

※予防接種済証等を撮影した画像や写し等も可  
電子化された接種証明書も可

## 【身分証明書等】

運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、学生証等



## 検査結果通知書＋身分証明書等 で確認

## 【検査結果通知書】

## 検査結果通知書

- この検査結果は、「ワクチン・検査パッケージ制度」等においてのみ有効です。
- 入店・入場等の際に、身分証明書とともに提示してください。
- 新型コロナウイルス感染者の患者であるかどうかの診断には用いることができません。

陽性の方は、入場・入店等できません。速やかに医療機関を受診してください。

受検者氏名 \_\_\_\_\_ (フリガナ \_\_\_\_\_)

検体採取日※<sup>1</sup> 2021年 月 日

検査結果 陰性・陽性・判定不能※<sup>2</sup>

有効期限※<sup>3</sup> 2021年 月 日

検査方法 PCR検査等・抗原定量検査・抗原定性検査

検体 唾液・鼻腔ぬぐい液・鼻咽頭ぬぐい液

使用した検査試薬又は検査キット名 \_\_\_\_\_

※<sup>1</sup> 検査日のみがわかる場合は検査日を記入。抗原定性検査の場合は検査日。

※<sup>2</sup> 判定不能は陰性として取り扱うことはできないため、再度の検査を受けてください。その際、適宜検査の申込みをした事業者等とご相談ください。

※<sup>3</sup> 有効期限：PCR検査等は採取日+3日、抗原定性検査は検査日+1日

事業所名(又は検査所名)※<sup>4</sup> \_\_\_\_\_

検査管理者氏名 \_\_\_\_\_

※<sup>4</sup> PCR検査等・抗原定量検査の場合は、検査分析を行った検査所名を記載。

## 【陽性の場合】

\_\_\_\_\_ 医療機関を受診してください。

\_\_\_\_\_ 受診・相談センターに電話し受診先について相談してください  
電話番号 \_\_\_\_\_

## 確認ポイント

確認事項①  
「陰性」を確認

確認事項②  
有効期限を確認

検査結果	有効期限
PCR検査 LAMP法等の核酸増幅法 抗原定量検査	検体採取日(検体採取日が不明な場合は検査日)の3日後まで
抗原定性検査	検体採取日(=検査日)の翌日まで

確認事項③  
身分証明書等による本人確認

## 【身分証明書等】

運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、学生証等

12歳未満の児童に対するワクチン・検査パッケージ制度の適用については次のとおりです。

### 検査結果の取扱い

- 6歳以上12歳未満の児童  
検査による陰性の確認が必要
- 未就学児（概ね6歳未満）  
同居する親等の保護者が同伴する場合には、検査不要

### 本人確認や年齢確認

自己申告、保護者による申告又は健康保険証等での確認によることでも可能です。

飲食、カラオケいずれについても、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合などは、国又は府の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用せず、強い行動制限を要請することがあります。

ワクチン・検査パッケージ制度を活用した場合においても、京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度や業種別ガイドライン等に基づき、引き続き感染防止対策の徹底に努めていただくようお願いいたします。

飲食店等における **ワクチン・検査パッケージ制度の登録**について

問い合わせ先

京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度事務局

TEL:075-284-0182（9時30分から17時30分：土日祝を除く）

京都府ホームページ

「飲食店等におけるワクチン・検査パッケージ制度の登録について」

[https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/corona\\_211125vtp.html](https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/corona_211125vtp.html)

■ 別途、飲食店等の事業者を対象としたワクチン・検査パッケージ制度における検査事業者を募集しています。

ワクチン・検査パッケージ制度等の **検査実施事業者募集**について

問い合わせ先

京都府新型コロナ検査環境整備事業コールセンター

TEL:075-254-8133（9時30分から17時30分：日祝を除く）

京都府ホームページ

「ワクチン・検査パッケージ制度等の検査実施事業者募集について」

[https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/corona\\_muryokensa\\_boshu.html](https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/corona_muryokensa_boshu.html)